

丹波市立図書館条例施行規則（平成16年丹波市教育委員会規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（館内の秩序維持） 第5条 入館者は、館内において次の事項を守らなければならない。 （1） 条例第1条に規定する図書館資料、設備器具等は、丁寧に扱うこと。 （2） <u>館内では静粛にし、高談その他騒がしい</u> <u>行為をしないこと。</u> （3） <u>館内では飲食し、又は喫煙しないこと。</u> （4） <u>許可</u>を受けないでビラ、ポスターその他広告物を掲示し、又は配布しないこと。 （5） <u>物品</u>の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。 （6） その他職員の指示に従うこと。 2 館長は、入館者が前項の規定を遵守しないときは、利用を停止し、又は退館を命じることができる。	（館内の秩序維持） 第5条 入館者は、館内において次の事項を守らなければならない。 （1） 条例第1条に規定する図書館資料、設備器具等は、丁寧に扱うこと。 （2） <u>他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。</u> （3） <u>所定の場所以外で飲食</u>しないこと。 （4） <u>喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u> （5） <u>館長の許可</u>を受けないでビラ、ポスターその他広告物を掲示し、又は配布しないこと。 （6） <u>館長の許可を受けないで物品</u>の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。 （7） その他職員の指示に従うこと。 2 館長は、入館者が前項の規定を遵守しないときは、利用を停止し、又は退館を命じることができる。